

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月

太子町農業委員会

太子町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月22日

太子町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が、最も重要な必須業務として明確に位置づけられた。

太子町においては、比較的平坦な土地が多く、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に即した取組を推進し、それに向けた対策の強化が求められている。

山林近くの区画・形状の悪い農地においては、担い手不足や鳥獣被害の拡大による遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止や解消に努めていく一方で、平地の農地においては担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が農業者等の協議の結果を踏まえて農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上の観点から、地域の強みを活かしながら活力ある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員（以下「委員」という。）と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区での活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、太子町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する兵庫県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する太子町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（以下、「基本構想」という。）を踏まえた農業委員会の長期的な目標として令和8年度末までに目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

管内の農地面積(A)		遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和4年当初)	447 ha	2.49 ha	0.56 %
目 標 (令和9年3月)	447 ha	0.00 ha	0.00 %

※「令和4年度 農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画」による。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用調査と利用意向調査の実施について

農地法第30条第1項の規定による利用状況調査と同法第32条第1項各号に該当する農地（耕作放棄地又は未利用農地）の規定による利用意向調査の実態について調査の徹底を図り、協議・検討し、地区別（石海、斑鳩、太田、龍田）に委員と推進委員で結成したグループ毎に随時、農地の見守りを行い、遊休農地の早期発見に努める。

また、市街化区域・市街化調整区域内の農地も含め、農地パトロールの中で発覚した違反転用等に対し、土地所有者に是正の指導・助言を行うとともに、適正な農地の利用を推進する。

② 関係機関との連携について

利用意向調査の結果を受け、兵庫県農業会議、農地中間管理機構、光都農林振興事務所、龍野農業改良普及センター、太子町地域農業再生協議会、太子町農区長会、各土地改良区、JA兵庫西等との連携を図り、遊休農地の解消と有効利用を促進する。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとす。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

管内の農地面積(A)		集積面積(B)	集積面積の割合 (B/A)
現 状 (令和4年当初)	447 ha	88 ha	19.7 %
目 標 (令和9年3月)	447 ha	111 ha	25.0 %

※「令和4年度 農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画」による。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、将来の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携・農地の利用集積について

農地の貸し付けを希望する復元可能な遊休農地や、経営規模の縮小を希望する高齢者農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等を、委員及び推進委員の地域活動を通じて、情報の把握に努め、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた、農地中間管理事業を柱とする農地の集積・集約化を推進する。

③ 担い手の育成について

本町の基本構想に基づき、委員と推進委員が関係機関と連携し、地域の農地の受け手となる担い手（経営体）の経営基盤強化に努めるとともに、認定農業者や集落営農組織の法人化を推進させ、守るべき農地を明確にし、意欲ある農業後継者、新規農業参入者及び退職帰農者等の促進を図り、地域農業の活性化を町と連携し積極的に進める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

管内の農地面積(A)		新規参入者数	新規参入者の 取得した農地面積
現 状 (令和4年当初)	447 ha	2 経営体	1.6 ha
目 標 (令和9年3月)	447 ha	8 経営体	6.4 ha

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

公益社団法人ひょうご農林機構、光都農林振興事務所、龍野農業改良普及センター、太子町地域農業再生協議会、太子町農区長会、各土地改良区、JA兵庫西等との連携を図り、新規参入の促進に努める。

② 情報の提供について

農業委員会が実施する農業・農地相談により、農地の借り入れ意向のある参入希望者を把握し、円滑に就農できるよう支援体制の強化を図る。また、農地中間管理事業を活用し、遊休農地や後継者のいない農家、貸借可能な農地の情報を把握し、農地所有者の意向や希望に応じて、新規参入の推進を図る。

③ フォローアップ体制について

高齢化や労働力不足等により、農地の遊休化が深刻な地域については地域の実情を検証するとともに、新規参入者（個人、法人）と地域のパイプ役を担い、地域に定着できるよう助言・指導等に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

太子町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、太子町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力